

枚方市商店街等活性化促進事業補助金チェックリスト

① 交付申請時

(共通)

- 交付申請書（事業計画書及び収支予算書を含む）
- 事業実施を決定した議事録の写し（ただし、電気代補助事業の場合は提出不要）
- 商店街等の前年度決算書及び当該年度の予算書の写し（ただし、電気代補助事業の場合は提出不要）
- 定款又は会則
- 役員名簿及び会員名簿
- その他必要と認める書類

（複数の事業区分へ申請する場合、交付申請書に添付する資料で重複するものについては、1通の提出で足りる）

(オンリーワン商店街創造事業・商店街PRソフト事業・商店街共同活性化事業)

- 見積書 原則として3社以上の相見積もりが必要です。（アルバイト人件費を除く）
- コーディネーター紹介資料（オンリーワン商店街創造事業【調査・企画立案】のみ）

(共同設備等ハード整備事業)

- 事業計画図（位置・見取図）
- 見積書 原則として3社以上の相見積もりが必要です。
- 道路占用許可書（写し）（街路灯、放送設備及び防犯カメラに係るもので、道路上に設置されるもののみ）
- 確認申請書（写し）（駐車場・駐輪場及び公衆便所に係るもののみ）
- 個人情報保護に関する計画書（防犯カメラに係るもののみ）
- 設置する機器等の仕様が分かる資料

(街路灯電気代補助事業)

- 事業計画図（位置・見取図）
- 道路占用許可書（写し）（私有地に設置の場合は土地所有者からの同意書）
- 電気料金の領収書・電気料金請求内訳書

② 完了報告時（街路灯電気代補助金事業は提出不要）

(共通)

- 完了報告書
- 諸経費の支払いの内容が確認できる書類
- 諸経費の支払いを証する書類（写し）
- その他必要と認める書類

諸経費の支払いを証する書類の例

支払いの種類	1	2	3	4
銀行振込	◎領収書 ^{※1}	◎銀行の振込金受領書(兼手数料受領書) ^{※2}	◎ATMの「ご利用明細票」 ^{※3}	◎通帳の写し、ネットバンキングの振込記録 ^{※3}
現金払い	◎領収書 ^{※1}			
クレジット払い	◎領収書 ^{※1}	◎カードご利用代金明細書 ^{※2,3}		
コンビニ振込票	◎領収書 ^{※1}	◎振込票の控え ^{※3}		
宅配便(代引)	◎領収書 ^{※1}	◎代金領収された旨が記載・押印された宅配伝票控え ^{※2,3}		

※1 取額が5万円以上になるものについては収入印紙の有無に注意してください。 ※2 受付印のないものは無効。

※3 支払金額・支払い相手方がわからないものは無効

その他:人件費(アルバイト)の受領書については、支払い毎に発行し受領してください。

(オンリーワン商店街創造事業・商店街PRソフト事業・商店街共同活性化事業)

- 事業風景写真
- チラシ等事業成果物
- 業務報告書（オンリーワン商店街創造事業【調査・企画立案】のみ）

(共同設備等ハード整備事業)

- 事業風景写真（整備前及び整備後）
- 検査済証（写し）（駐車場・駐輪場、公衆便所及び防災施設に係るもののみ）